

我孫子市情報公開条例（平成13年条例第28号）

改正 平成16年3月30日条例第7号

平成16年12月28日条例第20号

平成17年12月28日条例第31号

平成19年6月29日条例第19号

我孫子市情報公開等条例（平成6年条例第18号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、情報の公開及び情報公開の総合的な推進等に関し必要な事項を定め、市民の知る権利を保障し、本市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政への市民参加を促進し、市民と市との信頼関係の強化及び市政の公正な運営を図り、もって地方自治の本旨に即した市政の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）実施機関 市長、水道事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

（2）情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行され、明らかに容易に入手できるもの

イ 図書館その他の施設において、市民の利用に供することを目的として管理しているもの

（3）情報の公開 実施機関が情報を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、情報の公開を請求する権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（適正使用）

第4条 この条例の定めるところにより情報の公開を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

（情報の公開の請求権者）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する情報の公開を請求することができる。

（情報の公開の請求手続）

第6条 情報の公開の請求（以下「公開請求」という。）をする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を提出しなければならない。ただし、実施機関が公開請求書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

（1）氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の名称及び所在地並びに代表者の氏名）

（2）公開請求に係る情報を特定するために必要な事項

（3）前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者（以

下「請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(情報の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る情報を請求者に公開しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されているときは、当該情報を公開しないことができる。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより、公開することができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができるのとされている情報

イ 実施機関が作成し、又は取得した情報で公表を目的としているもの

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

エ 当該個人の公的地位又は立場に関連する情報で公開することが公益上必要と認められるもの

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

(4) 公開することにより、人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

(5) 本市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは公正かつ適正な意思決定が著しく損なわれると認められるもの又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(6) 本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う検査、監査、取締り、交渉、争訟、試験、人事その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の実施の目的が損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの

(情報の部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る情報に、前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該情報の公開をしなければならない。

(存否を明らかにしないことができる情報)

第9条 実施機関は、非公開情報に該当する情報の公開請求であって、当該公開請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、

公開請求の決定に際し、情報の存否を明らかにしないで、非公開とすることができる。

(情報の公開の請求に対する決定等)

第10条 実施機関は、公開請求があった日から起算して15日以内に、公開請求に係る情報を公開する旨又は公開しない旨(第8条の規定により公開請求に係る情報の一部を公開しないこととする場合及び公開請求に係る情報を保有していない場合を含む。以下この条において同じ。)の決定をしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、請求者に対し、速やかに、書面により当該決定の内容を通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、公開請求があった日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面により当該期間を延長する理由及び当該決定をすることができる期日を請求者に通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定による公開しない旨の決定をしたときは、第2項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、当該情報が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を同項の書面に記載しなければならない。

(第三者の保護に関する手続)

第11条 実施機関は、公開請求に係る情報に市及び請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、公開等を決定するに当たって当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見を聴いた第三者が当該情報の公開に反対の意思を表示した場合において、公開を決定するときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとする。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、反対の意思を表示した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(情報の公開の実施及び方法)

第12条 実施機関は、第10条第1項の規定により情報の公開を決定したときは、請求者に対し、速やかに、当該情報を公開しなければならない。

2 情報の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。

3 情報の公開は、第10条第2項の規定による書面により指定する日時及び場所において行う。

4 実施機関は、公開請求に係る情報を直接公開することにより当該情報が汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該情報の写しにより公開することができる。

(不服申立てがあつた場合の手続)

第13条 公開決定等について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、当該不服申立てを不適法であることを理由として却下するとき又は当該不服申立てを認容するときを除き、遅滞なく、我孫子市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てについての決定又は裁決を行わなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第14条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 請求者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対の意思を表示した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第15条 第11条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決

(2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る情報を公開する旨の決定又は裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(情報公開の総合的な推進)

第16条 市は、請求による情報の公開のほか、情報の提供に関する施策の充実を図り、市民が市政に関する正確で分かりやすい情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報提供施策の拡充)

第17条 市は、市政に関する情報を積極的に公表する制度の整備に努めるとともに、刊行物その他の資料の積極的な提供、多様な媒体を活用した情報提供の推進等により、情報提供施策の拡充に努めるものとする。

2 前項の情報の公表に当たっては、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 市の総合計画及び部門別の基本計画

(2) 前号の計画のうち市長が別に定めるものの中間段階の案

(3) 市長が別に定める主要事務事業

(4) その他実施機関が必要と認めるもの

3 情報の公表制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(会議の公開)

第18条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、法令等の規定により公開することができないとされた場合を除き、その会議を公開するものとする。ただし、非公開情報が含まれる事項を審議する場合は、その会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(出資法人等の情報公開)

第19条 資本金等の2分の1以上を本市が出資している法人は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 本市が指定した指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該管理する公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)に関して保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 実施機関は、出資法人及び指定管理者に対し、前項の情報の公開が推進されるよう指導に努めるものとする。

(費用負担)

第20条 情報の公開に係る手数料は、無料とする。ただし、情報の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(他の制度等との調整)

第21条 この条例は、法令等の規定により情報の閲覧若しくは縦覧、情報の謄本、抄本等の交付又は情報の訂正の手続が定められている場合については、適用しない。

(情報の目録の作成)

第22条 実施機関は、情報を検索するための目録を作成し、一般の利用に供するものとする。

る。

(実施状況の公表)

第23条 実施機関は、毎年1回、この条例の実施状況について公表しなければならない。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の我孫子市情報公開等条例(以下「改正前の条例」という。)第5条、第11条第1項及び第14条第1項の規定により、現にされている情報の公開等の請求は、改正後の我孫子市情報公開等条例(以下「改正後の条例」という。)第5条、第13条第1項及び第16条第1項の情報の公開等の請求とみなす。
- 3 前項に規定するもののほか、改正前の条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によってしたものとみなす。

附 則(平成16年3月30日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年7月1日から施行する。

(我孫子市情報公開審査会の廃止及び我孫子市情報公開・個人情報保護審査会の設置に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の我孫子市情報公開等条例(以下「旧情報公開等条例」という。)第18条第4項の規定により委嘱された我孫子市情報公開審査会の委員である者は、この条例の施行の日に、我孫子市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成16年条例第6号)第3条第1項の規定により我孫子市情報公開・個人情報保護審査会の委員として委嘱された者とみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされた者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧情報公開等条例第18条第4項の規定により任命された我孫子市情報公開審査会の委員としての任期の残任期間と同一期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧情報公開等条例に基づき定められた我孫子市情報公開審査会の会長である者又は会長の職務代理としてあらかじめ指名された委員は、それぞれ、この条例の施行の日に、我孫子市情報公開・個人情報保護審査会条例第4条第1項の規定により会長又は副会長として定められたものとみなす。
- 4 この条例の施行前に我孫子市情報公開審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がなされていないものは我孫子市情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について我孫子市情報公開審査会がした審議の手続は我孫子市情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手続とみなす。
- 5 我孫子市情報公開審査会の委員であった者に係る職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(その他の経過措置)

6 この条例の施行前に旧情報公開等条例第13条第1項及び第16条第1項の規定によりされた請求については、なお従前の例による。

附 則(平成16年12月28日条例第20号)

この条例は、平成17年3月1日から施行する。

附 則(平成17年12月28日条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定及び次項は、

公布の日から施行する。

(我孫子市個人情報保護条例の一部改正)

2 我孫子市個人情報保護条例(平成16年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第14条第4号中「及び地方公共団体」を「、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」に改め、同条第6号中「及び他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第8号中「若しくは他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人」に改める。

附 則(平成19年6月29日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。